

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年4月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

データ連携基盤 API 開発等業務委託 (選挙ポスター掲示板位置情報)

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)及び(3)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同企業体として参加できるものとし、単独参加の場合は次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体として参加する場合は次のイに掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 単独参加の場合の資格要件

- (ア) 本件入札への共同参加を行っていない者
- (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (ウ) 過去3年の間に、政府等の公共機関又は大規模組織(従業員数が1,000名以上の組織とする。)が委託するFIWAREを用いたデータ連携基盤システムに関するAPI開発等本業務と関連する業務に係る契約実績を有すること。

イ 共同企業体の場合の資格要件

- (ア) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。ただし、出資比率が最大の構成員が複数ある場合は、そのいずれかの者であること。
 - (イ) 共同企業体の構成員の全てが(2)アの(イ)の要件を満たしていること。
 - (ウ) 共同企業体の構成員のいずれかが(2)アの(ウ)の要件を満たしていること。
 - (エ) 共同企業体の各構成員が、本件入札への単独又は他の共同企業体の構成員として参加を行っていないこと。
 - (オ) 受託する場合は、共同企業体の構成員全てが契約の当事者となること。
 - (カ) 共同企業体協定書(第13号様式)を締結していること。
- (3) その他の審査事項は、以下のアからキまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の一般競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日(以下「基準日」という。)、基準日の属する事業年度の前事業年度(以下「基準年度」という。)及び前々事業年度とする。

ア 年間売上高 前事業年度及び前々事業年度の年間売上高

イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率(純利益、固定長期適合率及び流動比率) 前事業年度末日現在における各比率

カ 過去の類似する業務の実績

キ その他知事が特に必要と認める事項

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和7年4月16日(水)までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

一般競争入札参加資格申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参、又は郵送(書留郵便により令和7年4月16日必着)し提出すること。

ア 誓約書(第2号様式)

イ 印鑑届(第3号様式)

ウ 口座振/替申込書(第4号様式)

エ 共同企業体にあつては共同企業体協定書(第13号様式)

オ 法人にあつては登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

カ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

キ 県税に関し未納がないことを証する証明書

ク 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ケ 当該業務と類似した業務について実績を証明する書類(任意様式)

コ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所)〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(名称)長崎県企画部デジタル戦略課

(電話)095-895-2075(直通)

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知(郵送)する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年6月30日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。